

西脇市子ども・子育て会議傍聴要綱

1 趣旨

この要綱は、西脇市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、5名の先着順とする。ただし、会長は会議開催会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

3 傍聴の手続

会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）の受付は、会議開催予定時刻の20分前から10分前までにおいて先着順で行うものとする。

4 傍聴証

- (1) 傍聴者に対しては、傍聴受付の順に傍聴証（別記様式）を交付する。ただし、傍聴希望者が第2項の定員を超えるときは、くじにより定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴者を決定する。
- (2) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

5 傍聴席に入ることができない者

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - ア 銃器及び棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - イ プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
 - ウ 鉢巻き、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - エ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類（当該機能を有するパソコン及び携帯型情報端末を含む。）を携帯している者（報道関係者を除く。）
 - オ 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - カ 酒気を帯びていると認められる者
 - キ 異様な服装をしている者

- ク その他会議を妨害するおそれがあると認められる者
- (2) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

6 傍聴者の守るべき事項

- (1) 傍聴者は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。
- ア 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- イ 私語及び談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- ウ 飲食及び喫煙をしないこと。
- エ みだりに席を離れないこと。
- オ 携帯電話の電源は切ること。
- カ その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

7 傍聴違反に対する措置

傍聴人がこの要綱の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

8 規律

- (1) 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。
- (2) 会議場において、資料、新聞及び文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

9 補則

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別記様式（第4項関係）

傍 聴 証 第 号	
会 議 名	西 脇 市 子 ど も ・ 子 育 て 会 議
開 催 日 時	
開 催 場 所	
西 脇 市	